

1-3 健康増進課関係業務

1-3-1 健康づくり事業関係

(1) 「健康あおもり 21 西北五地域計画」の推進

西北五地域では、平成 14 年 3 月に早世の減少と健康寿命の延伸を全体目標に掲げ「健康あおもり 21 西北五地域計画」を策定し、健康づくり運動を進めてきた。計画の最終評価を踏まえて、「早世の減少と健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、平成 25 年度を初年度とする令和 5 年度までの新たな「健康あおもり 21（第 2 次）西北五地域計画」を策定し、健康づくり運動を進めている。

(1)-1 西北五地域保健医療推進協議会における協議

新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、中止とした。

(1)-2 市町健康づくり推進協議会への出席

各市町の健康づくり推進協議会に代理出席及びオブザーバー出席した。

市町名	開催月日	出席者
五所川原市	令和 3 年 3 月 18 日	健康増進課長（オブザーバー）
鱒ヶ沢町	書面開催	
深浦町	令和 3 年 3 月 16 日	健康増進課長（所長代理） 地区担当保健師（オブザーバー）
中泊町	令和 2 年 7 月 2 日	健康増進課長（所長代理） 地区担当保健師（オブザーバー）

(2) 市町の特定健康診査に係る地域診断事業

内容

- ① 特定健診データ分析ツールを用いて管内市町の特定健診並びに健診・レセプトデータの項目別集計、分析報告
- ② 特定健診・レセプトデータ分析結果の還元
(保健師業務連絡会議においてデータ還元)

(3) 喫煙対策事業関係

(3)-1 健康あおもり推進隊「空気クリーン施設(受動喫煙防止対策実施施設)」・「空気クリーン車(受動喫煙防止対策実施車両)」推進事業

① 対象

多数の者が利用し、受動喫煙防止対策を実施する施設及び車両
(官公庁、教育施設、医療施設、福祉施設、事業所、飲食店、タクシー等)

② 内容

- ・対象施設に対して、受動喫煙防止の措置を講ずるよう促しながら事業を周知し、登録制度の普及を促進する。
- ・届出書の受理後、現地調査及び書面調査を行い、受動喫煙防止対策の実施状況を確認し、基準を満たしている施設及び車両を認証し、適合証を交付する。
- ・保健総室ホームページにおいて、掲載希望施設の施設名及び車両名を公表する。

③ 認証数

641 施設及び車両（令和 3 年 3 月末現在）

内訳：官公庁 25、文化施設 15、教育・保育施設 137、医療施設(含む薬局) 78、

福祉・介護施設 32、体育施設 4、事業所 85、飲食店 37、宿泊施設 2、その他施設 28、タクシー等 198

(3) -2 普及啓発活動

- ①健康教育 → (4) -3 健康教育の実施 参照
- ②「世界禁煙デー（毎年5月31日）」及び「禁煙週間（毎年5月31日から6月6日まで）」の取り組み
- ③喫煙予防・受動喫煙防止対策について普及啓発
- ④禁煙に関する教材の貸し出し

(3) -3 施設の受動喫煙防止対策のサポート

- ・改正健康増進法に関する相談対応、違反時の立入検査の実施 等

(4) 地域・職域関係

当地域は、がん、循環器疾患、糖尿病に関係する健康課題があり、特に働き盛りの男性の早世が、当地域の平均寿命が短い要因となっており働き盛りの者の健やか力(健康教養)の向上が急務となっている。

平成26～27年度に、事業所に対する特定健診、がん検診の受診率向上に向けた働きかけを行い、平成29年度に働きかけを行った事業所を対象に、健康づくり対策の現状を把握するためにアンケート調査を実施した。平成30～令和元年度には、アンケート調査に回答した事業所数か所に訪問し、調査結果を説明するとともに健康づくりへの取組を働きかけた。

平成28年度からは、五所川原労働基準監督署と連携し、事業所の衛生管理者を対象とした研修会で受動喫煙防止対策、青森県健康経営認定制度等について説明し、健康づくりへの取組を働きかけている。

(4) -1 地域・職域連携推進協議会

例年、保健医療対策推進協議会保健対策部会と併催して開催しているが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、中止となった。

(4) -2 事業所における健康づくり取組状況調査の実施

西北地域の中小事業所における健康づくりの取組状況及び受動喫煙防止対策実施状況を明らかにするため、五所川原労働基準監督署協力のもと、建設業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉の6業種に対しアンケート調査を実施した（回答率48.1%）。

健康づくり対策については、すでに事業所独自で取り組んでいたり、事業所においてどのように健康づくり対策に取り組んだらよいかわからない等、外部機関と連携して取り組んでいる事業所は少ない状況であった。受動喫煙防止対策については、改正健康増進法施行に伴い対策が進んできていると評価できる一方、調査の結果、個別に対応が必要な事業所も把握でき、今後助言・指導を行っていく。

(4) -3 健康教育の実施

下記において、青森県の健康課題、受動喫煙防止対策を内容とした講話を実施した。

- ・食品衛生責任者講習会（全7回）参加者計 232名

(5) 西北地方保健協力員連絡会・研修会

管内市町の保健協力員活動の情報交換や地域における健康問題等について研修を行い、協力員の資質の向上と地域活動の交流を図る。

1	月 日	令和2年6月
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第1回保健協力員代表者会議（書面開催） （1）令和元年度事業実績及び決算報告について （2）令和2年度事業計画及び予算について （3）令和2年度管内保健協力員活動計画について （4）令和2年度連絡・研修会について
2	月 日	令和2年8月27日（木）
	参集範囲	管内市町保健協力員、管内市町担当者
	内 容	令和2年度西北地方保健協力員連絡・研修会 （新型コロナウイルス感染症発生状況を鑑み、中止）
3	月 日	令和2年12月
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第2回保健協力員代表者会議（書面開催） （1）令和3年度西北地方保健協力員連絡・研修会について （2）役員の改選について

1-3-2 母子保健事業関係

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(1)-1 療育指導状況 (単位：件数)

	相 談	訪問指導	電話相談
実件数	7	1	2
延件数	13	1	2

(2) 妊産婦支援体制整備事業

(2)-1 母子保健ネットワーク会議

本会議は毎年度開催されており、管内市町及び産科医療機関を参集し、管内の母子保健に関する課題について、情報共有・意見交換等を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、書面開催とした。

年月日	令和2年11月20日付で送付。
対 象	管内市町及び産科医療機関（4か所）
内 容	(1) 管内妊婦連絡票集計結果 (2) 管内要連絡・指導妊婦連絡票集計結果 (3) 管内産後再喫煙調査

(2)-2 乳児死亡調査

- ・令和2年度：2件

(3) 女性健康支援事業

思春期から更年期に至る女性を対象に、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう、気軽に相談することができる健康相談を行っている。令和元年度より、定期相談が無くなり随時相談のみとなった。

- ・令和2年度相談件数：4件

(4) 青森県特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っている。

- ・令和2年度申請延件数 52件

1-3-3 歯科保健事業関係

(1) 親と子のよい歯のコンクール

幼児や父母及び地域社会の歯科保健への関心を高めるため、健康な歯をもつ親子を表彰し、親子歯科保健の推進を図る。

<第1次審査（五所川原保健所における審査）>

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。

1-3-4 栄養改善指導事業関係

(1) 給食施設栄養管理指導事業

特定多数の者に食事を提供する施設に対し、巡回指導及び研修等を行い、栄養効果の十分な給食の実施、給食従事者の栄養に関する知識の向上等を図る。

(1)-1 巡回指導状況

(単位：件)

施設数	特定給食施設		その他の給食施設		総計
	1回100食以上又は 1日250食以上		1回45食以上又は 1日90食以上		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
巡回指導延施設数	6	1	6	1	14
対象施設数	34	2	44	14	94

(1)-2 研修会

1	事業名	給食業務担当者研修会
	開催年月日	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止とした。
	場所	
	出席者	
	内容	

(2) 市町栄養改善業務支援事業

市町が行う栄養改善業務の実施に関する連絡調整及び栄養改善業務に従事する者の資質の向上を図る。

1	事業名	連絡調整会議
	開催年月日	令和2年8月6日(木)
	場所	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室
	出席者	管内行政栄養士 6市町8名
	内容	情報提供 「3歳児肥満度調査結果」 情報交換 「非常時に備えた食料備蓄について」 研修伝達 「令和元年度児童福祉施設給食関係者研修(授乳・離乳の支援ガイド)について」
2	事業名	研修会
	開催年月日	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止とした。
	場所	
	出席者	
	内容	

(3) 青森のおいしい健康応援店認定事業

外食利用者が健康(エネルギー調整、減塩、野菜摂取)に配慮した料理を適切に選択できるよう、健康応援店の拡大を図る。

(令和3年度3月31日現在)(単位:件)

市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
認定店数							
延認定店数	8	3	2			1	14

1-3-5 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

地域住民が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って生活していけるように、利用者の視点に立って、保健・医療・福祉サービスが必要な時に適切な内容で、総合的・一体的に提供される保健・医療・福祉包括ケアシステム（以下、「包括ケアシステム」という）の推進を図った。

(1) 医療介護連携調整実証事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町の在宅医療・介護連携推進事業の取組みの支援として、当管内における入退院調整ルールを策定した。

会議名・日時・場所	内容	参加者
市町担当者会議	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止とした。	
『病院・ケアマネ協議』	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止とした。 令和2年度モニタリング調査の結果を右記関係機関に情報提供した。	関係機関（管内病院、西北五医師会、青森県介護支援専門員協会西北五支部、管内市町、県高齢福祉保険課、西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室）

(2) 認知症地域連携懇談会事業

日 時	令和2年9月17日（木）13：30～15：00
場 所	プラザマリュウ五所川原 アリシア
参加者	25名（認知症サポート医4名、認知症疾患医療センター2名、管内市町担当課及び地域包括支援センター9名、県高齢福祉保険課2名、福祉こども総室1名、保健総室7名）
内 容	1 市町認知症施策取組状況等について （1）認知症サポーター養成について （2）認知症カフェ設置状況について （3）認知症高齢者等の地域での見守り体制の整備について 2 認知症情報連携ツールについて （1）事業説明「認知症情報連携ツール促進事業について」 高齢福祉保険課高齢者支援・介護保険グループ 技師 荒井 知佳 氏 （2）意見交換 3 認知症サポート医から意見・助言

(3) 市町村支援

障害者自立支援協議会及び要保護児童対策地域協議会等に出席し、情報提供、事例検討及び市町の課題等を整理し助言を行った。

1-3-6 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者の申請・通報・届出

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出は21件であった。

<申請・通報・届出状況>

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)(単位：件)

区 分	調査により指定 医の診察の必要 がないと認めた 者	指定医の診察を受けた者			計
		精神障害者		精神障害者 でなかった 者	
		法第29条該 当症状の者	法第29条該 当症状でな かった者		
一般の申請					
警察官の通報	7	4	3		14
検察官の通報	6				6
保護観察所長の通報					
矯正施設の長の通報	1				1
病院の管理者の届出					
合 計	14	4	3		21

(2) 医療状況

(2)-1 医療保護入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護の必要があり、その家族等のうちいずれかの者の同意があると認めたものにつき、患者本人の同意がなくても入院させることができる制度である。

医療保護入院は、令和2年度は延べ279人であった。

(2)-2 自立支援医療費（精神通院）制度

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担する制度。

令和2年度末の受給者数は、2,510人となっている。

①入院・通院状況（精神病院月報より）

(各年度3月31日現在)(単位：人)

区分 年度	入 院					自立支援医療 費制度受給者 数
	合 計	措 置	医療保護	任 意	そ の 他 の 入 院	
R2	137	1	99	37		2,510
R1	150		116	34		2,453
H30	146		105	41		2,354
H29	146		109	37		2,309
H28	145		106	39		2,227

疾患別の入院患者数は、統合失調症、脳器質性精神病、躁うつ病が多くなっている。

②疾患別入院患者数（精神病院月報より） （各年度3月31日現在）（単位：人）

病名	年度	R2	R1	H30	H29	H28
統合失調症		86	84	77	83	75
躁うつ病		6	13	17	14	21
精神神経症		2	1		3	1
精神病質						
精神遅滞		1	1	2	4	
てんかん		4	5	3	4	3
中毒性精神病		3	7	5	2	4
脳器質性精神病		35	38	40	36	39
その他の精神病			1	2		2
合計		137	150	146	146	145

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(3) -1 精神障害者保健福祉手帳制度

精神障害者に障害者手帳を交付することにより、各方面からの協力と各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図った。

<交付状況>

(令和3年3月31日現在) (単位：人)

市町名	区分	手帳所持者数 (R2)				R1 所持者数	H30 所持者数
		合計	1級	2級	3級		
合計		1,375	387	854	134	1,377	1,388
五所川原市		720	186	471	63	693	699
つがる市		250	72	152	26	260	261
鱒ヶ沢町		96	29	56	11	102	99
深浦町		84	29	44	11	87	86
鶴田町		119	33	70	16	125	127
中泊町		106	38	61	7	110	116

(4) 管内精神障害者数の状況

(4) -1 市町別・年齢階層別

(令和3年3月31日現在) (単位：人)

市町名	区分	総計	～19歳	20歳～64歳	65歳～
合計		2,510	85	1,638	787
五所川原市		1,205	53	777	375
つがる市		563	20	379	164
鱒ヶ沢町		205	1	126	78
深浦町		136	6	86	44
鶴田町		202	3	137	62
中泊町		199	2	133	64

注：自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(4) - 2 市町別・疾病別精神障害者数

(令和3年3月31日現在)(単位:人)

疾患名		五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	44	19	12	8	10	12	105
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	21	17	7	4	7	8	64
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	458	186	90	60	77	82	953
F3	気分(感情)障害	326	158	45	22	48	52	651
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	39	22	13	3	12	9	98
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2						2
F6	成人の人格及び行動の障害	4	5		2	1	3	15
F7	精神遅滞	24	17	7	4	5	6	63
F8	心理的発達の障害	73	27	6	5	10	7	128
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	27	7	1	1	4	1	41
G40	てんかん	109	69	11	20	17	9	235
その他		78	36	13	7	11	10	155
合計		1205	563	205	136	202	199	2,510

注 自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(5) 精神保健福祉相談状況

精神保健福祉法第 47 条に基づき、保健所精神保健業務の一環として、患者及びその家族に対し精神疾患などに関する相談・指導等を行い、精神保健福祉の向上を図ることを目的に実施している。

定期、随時相談の利用状況は令和元年度よりも減少した。相談内容は、「受診・入院について」の相談が多い状況であった。

① 嘱託医による定期相談（月 1 回）

実施日時：第 2 木曜日 13：00～14：00

嘱託医：布施病院精神科医師 臼谷 心平

相談状況：令和 2 年度は 3 件（実）の相談があった。

② 保健師による来所及び電話相談（随時）

（単位：件）

内容 方法	合 計	受 診・ 入 院 に つ い て	通 院・ 服 薬 に つ い て	生 活 指 導 等 に つ い て	経 済 的 な 問 題 の こ と	性 格・ 行 動 上 の こ と	患 者 へ の 接 し 方	ア ル コ ー ル に つ い て	薬 物 に つ い て	人 間 関 係 に つ い て	施 設 入 所 に つ い て	社 会 復 帰 に つ い て	福 祉 サ ー ビ ス の 利 用	ひ き こ も り	そ の 他	自 殺 関 連 (再 掲)	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	平 成 29 年 度	平 成 28 年 度
来所	3	1													2		11	10	13	13
随時	29	9	1											2	17		41	35	41	47
電話	86	10	1	6		4	1	5		2				1	56	1	122	118	125	86
合計	118	20	2	6		4	1	5		2				3	75	1	174	163	179	142

(6) 訪問指導状況

精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族、関係者からの訪問依頼があった対象者を優先して訪問している。

(6) - 1 訪問対象

訪問対象は主治医等から依頼された方、関係機関等から連絡を受けた方、精神保健福祉相談後に必要と思われる方、患者本人及び家族から依頼された方、その他必要と思われる方等となっている。

(6) - 2 訪問指導状況

- ・主に治療状況や受診に関することが多い。
- ・緊急性の高いケースや処遇困難ケース等は、関係機関と連携をとりながら対応している。

<訪問指導の状況> ※訪問件数については延件数を記載 (単位：件)

年度	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26
訪問件数	46	42	32	40	92	103	73

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村等と重層的な連携支援ができるような体制を整備する必要がある。

①精神障害者地域生活支援に関する打合せ会の実施

※新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和2年度は開催を控えることにした。

②令和2年度五所川原保健所地域生活支援広域調整会議（書面開催）

開催日時：令和2年11月

内 容：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」に向けたこれまでの取組及び今後の取組

③つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携

・同協議会総会及び幹事会（2回）に出席した。

※相談支援部会、精神保健福祉部会は中止のため、出席なし。

(8) 自殺対策

本県の自殺率は、全国的にみて高い状況にあり、自殺対策の継続的な推進が必要とされており、自殺対策を効果的に実施するために、様々な分野とのネットワークを構築し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的に実施している。

①いのち支える包括的自殺対策事業

ア. 包括的基盤強化事業 多分野合同研修会

開催年月日	場 所	内 容	対象者	通知数
令和2年11月 (書面開催)		情報提供（資料送付） ①五所川原保健所管内の自殺者及び自殺未遂者の現状 ②西北五地域の小規模事業所におけるメンタルヘルス対策取組状況調査結果	警察, 消防, 医療機関, 教育関係, 法テラス, 労働基準監督署, 生活困窮者相談, 民間団体, 行政等	94 か所

イ. 普及啓発活動

精神障害についての正しい知識の普及及び精神障害者の社会復帰・自立及び社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めることを目的に広報活動等を通じて実施している。

1. 西北地域こころの相談窓口一覧表の作成、配布
2. 自殺予防週間（9月）：のぼり旗等の設置
3. 自殺対策強化月間（3月）：のぼり旗の設置

ウ. 心の健康づくり事業（健康教育等）

内容：依頼を受け、こころの健康教室を実施。

※令和2年度は依頼なし。

(9) 組織育成

(9) -1 西北五精神障害者家族会連合会

精神障害者の家族が相互に学び、支え合うとともに、精神障害に対する正しい理解を進める等、地域精神保健福祉の向上を図るための活動を行う家族会連合会の運営について側面から支援している。

① 管内の家族会 (6 団体)

家族会名	市 町 等	家族会名	市 町 等
さくらの会	五所川原市	あじさいの会	中泊町
やすらぎの会	鱒ヶ沢町	ひづる飛鶴会	鶴田町
こま木馬の会	つがる市	はばたけ友の会	共生会

② 西北五地区精神障害者家族学習交流会

西北五精神障害者家族会連合会が事務局となり、精神障害者及び家族同士の親睦交流を深めている。

実行委員会、学習会交流会については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。令和 3 年度の家族学習会交流会については令和 2 年度に予定していた鶴田町で開催予定。

(9) -2 当事者会

当事者同士の交流を通して、自発性と自主性を促し、生活の質を向上し、社会参加できるように支援活動を行っている。

① 管内の当事者会 (5 団体)

当事者会名	所在市町
バラの会	五所川原市
希望の会	つがる市
白神サークル	深浦町
太陽の会	鱒ヶ沢町
あじさいの会	中泊町

(10) 関係機関等連絡会議及び研修等

(10) -1 ケース検討会議

処遇困難ケース及び心神喪失者等医療観察法による保護観察ケースのケア会議を通して、関係者の連携体制の強化を図り、市町をはじめ医療機関、地域包括支援センター、サービス提供事業所等、関係者のチーム支援による地域生活支援の充実に努めている。

ケース会議開催状況は、つがる市で 1 回開催 (1 ケース)、鶴田町で 3 回開催 (2 ケース)、中泊町で 2 回開催 (1 ケース) だった。

ケースの内訳は、処遇困難ケース 4 名だった。

ケースの住所地		開催年月日	場 所	内 容	参加数
つがる市	1	令和 2 年 9 月 28 日	つがる市役所	情報共有および支援検討	6 名
	2	令和 2 年 8 月 24 日	藤代健生病院	退院に向けた支援検討	10 名
鶴田町	3	令和 2 年 8 月 28 日	青森県立つくしが丘病院	退院に向けた支援検討	8 名
	4	令和 2 年 10 月 29 日	青森県立つくしが丘病院	退院に向けた支援検討	8 名
中泊町	5	令和 2 年 5 月 29 日	青森県立つくしが丘病院	退院に向けた支援検討	12 名
	6	令和 2 年 11 月 27 日	青森県立つくしが丘病院	退院に向けた支援検討	10 名

1-3-7 難病関係

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に患者の一部自己負担部分を除く医療費の給付を行う。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく指定難病医療費助成制度が平成 27 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、旧特定疾患 56 疾患のうち難病法に移行されなかった 5 疾患（スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）、重症多形滲出性紅斑（急性期））が、現在は対象となっている。

令和 3 年 3 月 31 日現在、管内に受給者はいない。

(2) 指定難病医療費助成制度

平成 27 年 1 月 1 日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病 333 疾病に対し、患者の医療費の負担軽減を目的として、その治療に係る医療費の一部を助成している。

(2)-1 疾病・市町別特定医療受給者証（難病法に基づく受給者証）所持者数

（令和 3 年 3 月 31 日現在）（単位：人）

告示番号	疾病	市 町						
		合計	五所川原市	つがる市	鱈ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
1	球脊髄性筋萎縮症	1						1
2	筋萎縮性側索硬化症	17	7	6	1		1	2
3	脊髄性筋萎縮症	1	1					
5	進行性核上性麻痺	3	1	1	1			
6	パーキンソン病	178	80	42	12	8	18	18
7	大脳皮質基底核変性症	2	2					
11	重症筋無力症	30	13	10		3		4
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	31	13	8	2	2		6
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	10	4	1	1		4	
15	封入体筋炎	1				1		
17	多系統萎縮症	22	11	7		3	1	
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	48	19	14	7	4	2	2
22	もやもや病	14	6	4		1		3
28	全身性アミロイドーシス	3	1	2				
30	遠位型ミオパチー	1	1					
34	神経線維腫症	6	1	2		3		
35	天疱瘡	6		2	1	1	2	
36	表皮水疱症	1					1	
37	膿疱性乾癬（汎発型）	1						1
40	高安動脈炎	6	4				2	
41	巨細胞性動脈炎	2		2				
43	顕微鏡的多発血管炎	7	4	1			2	

44	多発血管炎性肉芽腫症	2	1		1			
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	1				1	1
46	悪性関節リウマチ	81	35	28	6	2	6	4
47	バージャー病	9	3	4		1		1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	2	1				
49	全身性エリテマトーデス	66	31	18	6	2	6	3
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	28	16	2	3	3	3	1
51	全身性強皮症	36	13	10	2	5	6	
52	混合性結合組織病	12	6	2	1		1	2
53	シェーグレン症候群	11	6	2			2	1
54	成人スチル病	3	2					1
55	再発性多発軟骨炎	1	1					
56	ベーチェット病	34	17	5	3	1	5	3
57	特発性拡張型心筋症	15	4	3	4	2	1	1
58	肥大型心筋症	2	1				1	
60	再生不良性貧血	4	2		1			1
61	自己免疫性溶血性貧血	1				1		
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1				1		
63	特発性血小板減少性紫斑病	23	9	8	2	1		3
65	原発性免疫不全症候群	1		1				
66	IgA 腎症	7	2	1	1		3	
67	多発性嚢胞腎	13	6	4	2		1	
68	黄色靱帯骨化症	6	1	4				1
69	後縦靱帯骨化症	49	12	16	6	7	4	4
70	広範脊柱管狭窄症	3			1	1		1
71	特発性大腿骨頭壊死症	21	6	2	1	2	2	8
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	5	3		1			1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	7	3	3				1
75	クッシング病	2	1			1		
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	1			3		1
78	下垂体前葉機能低下症	37	14	8	1	5	6	3
84	サルコイドーシス	22	9	5	1		4	3
85	特発性間質性肺炎	16	4	6	2	3		1
86	肺動脈性肺高血圧症	3	2	1				
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	2	1				
90	網膜色素変性症	14	6	3		1	3	1
91	バッド・キアリ症候群	1	1					
93	原発性胆汁性胆管炎	13	3	4	1	1	3	1
94	原発性硬化性胆管炎	1	1					
95	自己免疫性肝炎	4	1	1			2	
96	クローン病	43	17	11	5	3	2	5
97	潰瘍性大腸炎	108	49	31	12	4	7	5
107	若年性特発性関節炎	2	1				1	
111	先天性ミオパチー	2	1				1	
113	筋ジストロフィー	16	6	7		1	2	
117	脊髄空洞症	2	1				1	
158	結節性硬化症	2	2					

162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	3	1			1	1	
165	肥厚性皮膚骨膜炎	1					1	
171	ウィルソン病	3	1	2				
193	プラダー・ウィリ症候群	2		1			1	
215	ファロー四徴症	1		1				
222	一次性ネフローゼ症候群	13	7	1	1	1	2	1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1					
224	紫斑病性腎炎	1	1					
227	オスラー病	1	1					
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1					
271	強直性脊椎炎	2	1			1		
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	1	1					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	2					
300	I g G 4 関連疾患	4	2				1	1
301	黄斑ジストロフィー	1	1					
306	好酸球性副鼻腔炎	8	3	2	1	1		1
合 計		1179	496	301	90	81	113	98

(3) 青森県難病患者地域支援対策推進事業

難病患者等に対して適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的として、本事業を実施している。

○医療相談事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止。口腔体操のリーフレットを作成し、難病患者及び関係機関に配布した。

○訪問相談事業

医療相談事業等に参加できない重症難病患者や、その家族が抱える日常生活上の療養の悩み等について、訪問相談を行うことを目的に実施している。

年 度	難病患者等訪問相談員数	訪問対象者	訪問相談件数
R2	3 人	12 人	36 件
R1	3 人	13 人	47 件
H30	3 人	12 人	48 件

(4) 保健所保健師による訪問指導及び健康相談

(単位；件)

年 度	訪問指導	健康相談
R2	61	21
R1	82	95
H30	72	88

*健康相談の件数は、受給者証交付時面接件数である。

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問指導及び健康相談件数が大幅に減となっている。

1-3-8 人材育成・市町支援関係

(1) 新任保健師研修

(目的)

新任保健師（概ね1～4年目）が、保健師の専門能力を発揮し、地域保健活動が展開できるよう、対人支援や保健事業実施のための基本的な実践能力を身につけるとともに、現任教育の体制づくりを推進することを目的とする。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、年3回（うち2回は書面開催）の実施となった。

1	月 日	令和2年8月3日（月） 9:30～14:30
	場 所	五所川原保健所
	受 講 者	新任保健師（1年目のみ）5名
	内 容	(1) 講義 ①保健所の概要、②健康危機管理、③西北地域の健康課題と取組 ④児童相談所の業務、⑤西北地域の福祉の現状 講師 西北地域県民局地域健康福祉部職員
2	月 日	令和2年11月（書面開催）
	場 所	
	受 講 者	新任保健師8名
	内 容	(1) 地域診断について（課題提出）
3	月 日	令和3年2月（書面開催）
	場 所	
	受 講 者	新任保健師8名
		(1) 個人目標到達度について（課題提出）

(2) 保健所保健師等育成支援事業

(目的)

保健所保健師が行う保健活動について、行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として新任保健師に直接支援を行い、「地域全体をみる能力」「地域で暮らす人々や資源をつなぐ能力」「地域で動かす能力」等、保健師の専門能力の向上を図り、県全体の地域保健活動の活性化を目指す。

- ・トレーナー保健師による保健所保健師支援状況（令和2年6月～令和2年9月）

活動内容	活動日数
説明会・事前打合せ会、中間評価会	2.0日
家庭訪問	5.0日
計	7.0日

- ・その他（トレーナー保健師活動日には計上せず）

トレーナー保健師情報交換会 1回
最終評価会 1回

(3) 青森県新任等保健師育成支援事業

(目的)

市町村新任等保健師が行う保健活動について、行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として直接支援することにより、「地域全体をみる能力」「地域で暮らす人々や資源をつなぐ能力」「地域を動かす能力」等、保健師の

専門能力の向上を図る。

- ・ トレーナー保健師による市町保健師支援状況 (令和2年6月～令和2年12月)

活動内容	活動日数
説明会・事前打合せ会、評価会	3.0日
家庭訪問	7.0日
打合せ、訪問計画等	4.0日
特定保健指導	1.0日
計	15.0日

(4) 初任期行政栄養士研修

(目的)

初任期行政栄養士が、保健行政の機能と栄養士の役割及び保健活動に必要な基本的な知識や技術を習得し、円滑に行政栄養士業務を行えることを目的とする。

令和元年度は、五所川原市新採用管理栄養士に対して他市町(2市町合計4回)の事業見学を企画し、通常業務に活用できる機会の提供を行った。

(5) 看護学生等実習指導関係

地域で生活している人々や環境に対する理解を深めるとともに、保健所の役割、保健師が行う公衆衛生看護活動の基本的な知識・技術・態度、行政栄養士の果たす役割や業務内容について講義及び体験を通して、看護及び管理栄養士の担い手を育成することを目的として、実習を行っている。

施設名	実習内容等
青森県立保健大学看護学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
弘前医療福祉大学看護学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となったため、大学にて健康増進課長による講義依頼あり。 令和2年10月8日講義「保健所・保健師の機能と役割」
青森県立保健大学栄養学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
東北女子大学健康栄養学科	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。
計 3校4学科	